

納税証明書交付手数料の減免を終了します

新型コロナウイルス感染症の影響による貸付や融資等の手続きに使用する納税証明書について、交付手数料を減免しておりましたが、**令和5年5月7日**をもって終了します。

【減免の最終受付日】

県税窓口での請求	令和5年5月2日(火曜日)請求分まで
郵送による請求	令和5年5月7日(日曜日)消印有効
電子申請	令和5年5月7日(日曜日)申請分まで



納税証明書の交付請求は便利な
電子申請をご利用ください



請求できる納税証明書

○個人事業税 所得年を指定した「課税額・納付済額・未納額」についての証明書	○法人県民税・法人事業税等 事業年度を指定した「課税額・納付済額・未納額」についての証明書	○自動車税種別割 登録番号を指定した「滞納のないこと」の証明書 (車検用証明書は請求できません。)
--	--	---

請求できる方

納税義務者本人(法人の場合は代表者または社員に限ります。)

請求方法

パソコンやスマートフォンから「e-kanagawa 電子申請」を利用します。

画面表示に従い、必要事項等を入力してください。

[〈申請はこちらから〉](#)

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=28475



納税証明書の交付方法

申請受付後、申請内容を確認のうえ、納税証明書の請求者の住所に郵送します。郵送代の負担はありません。交付請求からお手元に納税証明書が届くまで一週間程度かかります。

手数料

1 税目 1 年度につき 400 円です。

お支払いはクレジットカード決済、Pay-easy(ペイジー)決済またはスマートフォン決済です。

【お問合せ先】神奈川県税務指導課 045-210-1111 内線 2332、2334